

第 1 3 次 鳥 獣 保 護 管 理 事 業 計 画 書

令和4年4月 1日から

5年間

令和9年3月31日まで

岡 山 県

目次

第一	計画の期間	1
第二	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1	鳥獣保護区の指定	1
(1)	方針	1
(2)	鳥獣保護区の指定等計画	2
2	特別保護地区の指定	4
(1)	方針	4
(2)	特別保護地区指定計画	5
3	休猟区の指定	6
(1)	方針	6
(2)	休猟区指定計画	6
(3)	特例休猟区指定計画	6
4	鳥獣保護区の整備等	6
(1)	方針	6
(2)	整備計画	6
(3)	保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要	6
第三	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	7
1	鳥獣の人工増殖	7
(1)	方針	7
(2)	人工増殖計画	7
2	放鳥獣	7
(1)	方針	7
(2)	放鳥計画及び種鳥の入手計画	7
(3)	放獣計画	7
第四	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	8
1	鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	8
(1)	希少鳥獣	8
(2)	狩猟鳥獣	8
(3)	外来鳥獣等	8
(4)	指定管理鳥獣	8
(5)	一般鳥獣	8
2	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	9
(1)	許可しない場合の基本的考え方	9

(2) 許可に当たっての条件の考え方	9
(3) わなの使用に当たっての許可基準	9
(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	9
(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方	10
2-1 学術研究を目的とする場合	10
(1) 学術研究	10
(2) 標識調査	11
2-2 鳥獣の保護を目的とする場合	11
(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的	11
(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	11
(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	12
2-3 鳥獣の管理を目的とする場合	12
(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整の目的	12
(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的	13
2-4 その他特別の事由の場合	19
(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	19
(2) 愛玩のための飼養の目的	19
(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	19
(4) 鵜飼漁業への利用の目的	20
(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	20
(6) 前各号に掲げるもののほかその他公益上の必要があると認められる目的	21
3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	21
3-1 捕獲許可した者への指導	21
(1) 捕獲物又は採取物の処理等	21
(2) 従事者の指揮監督	21
(3) 危険の予防	21
(4) 錯誤捕獲の防止	21
3-2 許可権限の市町村長への移譲	21
3-3 鳥類の飼養登録	21
3-4 販売禁止鳥獣等の販売許可	22
(1) 許可の考え方	22
(2) 許可の条件	22
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	22
1 特定猟具使用禁止区域の指定	22
(1) 方針	22
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	22
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	23

2	特定猟具使用制限区域の指定	24
3	猟区設定のための指導	24
(1)	方針	24
(2)	設定指導の方法	24
4	指定猟法禁止区域	24
(1)	方針	24
(2)	指定計画	25
第六	第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項	25
1	第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針	25
(1)	計画作成の目的	25
(2)	対象鳥獣	25
2	第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針	25
(1)	計画作成の目的	25
(2)	対象鳥獣	25
(3)	年度別事業実施計画	26
第七	鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	26
1	方針	26
2	鳥獣の生態に関する基礎的な調査	26
(1)	方針	26
(2)	鳥獣生息分布調査	26
(3)	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	27
(4)	狩猟鳥獣生息調査	27
(5)	第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査	27
3	法に基づく諸制度の運用状況調査	27
(1)	鳥獣保護区等の指定・管理等調査	27
(2)	捕獲等情報収集調査	27
第八	鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	28
1	鳥獣行政担当職員	28
(1)	方針	28
(2)	設置計画	28
(3)	研修計画	28
2	鳥獣保護管理員	29
(1)	方針	29
(2)	設置計画	29
(3)	年間活動計画	29

(4) 研修計画	29
3 保護及び管理の担い手の確保及び育成	30
(1) 方針	30
(2) 狩猟者の数の確保及び育成のための対策	30
(3) 認定鳥獣捕獲等事業者の確保・育成	30
4 鳥獣保護管理の総合的な拠点整備	30
5 取締り	30
(1) 方針	30
(2) 年間計画	30
6 必要な財源の確保	30
第九 その他	31
1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	31
2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い	31
3 狩猟の適正化	31
4 傷病鳥獣救護への対応	31
(1) 方針	31
(2) 体制	32
5 油等による汚染に伴う水鳥の救護	32
6 感染症への対応	32
7 普及啓発	32
(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等	32
(2) 安易な餌付けの防止	33
(3) 野鳥の森等の整備	33
(4) 法令の普及徹底	34

第一 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、狩猟鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。本県の鳥獣保護区（県指定）は、第12次鳥獣保護管理事業計画期間終了時点で65箇所、26,608haを指定している。

一方、中山間地域等においては、過疎化、高齢化、荒廃農地の増加といった社会・経済活動や生息環境の変化など様々な要因から、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル及びカワウ等による農林水産業被害が依然として深刻な状態にあり、鳥獣保護区の指定による被害の増大等を懸念する声があるのも実情である。

このため、鳥獣の適切な保護を図り、生物多様性の保全に資するため、環境大臣の定める基準により第1次～第12次鳥獣保護管理事業計画において指定してきた鳥獣保護区を極力更新することを原則とするが、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意する。

なお、指定期間は原則として10年とする。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。既指定は49箇所（22,562ha）であり、本計画期間中に期間満了となる32箇所（17,201ha）を更新するほか、黒沢山（255ha：令和7年度期間満了）については、境界の明確化のため区域を整理し縮小した上で更新する。

2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。本県においては地形的条件等により該当する適地はない。

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。）の保護を図るため、干潟、湿地、湖沼等のうち必要な地域について指定する。本県においては、1箇所（916ha）を指定しており、本計画期間中に期間満了となるため更新する。

4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林等における集団繁殖地のうち必要な地域について指定する。本県においてその指定はなく、本計画期間中の指定計画もない。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

希少鳥獣等その他絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について指定する。本県においてその指定はなく、本計画期間中の指定計画もない。

6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯等であって、鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定すること

により、鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について指定する。本県においてその指定はなく、本計画期間中の指定計画もない。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について指定する。既指定の15箇所(3,130ha)のうち本計画期間中に期間満了となる5箇所(755ha)を更新する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)

区 分	鳥獣保護区 指定の目標	既指定鳥 獣保護区 (A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						
				4年度	5	6	7	8	計(B)	4年度	5	6	7	8	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	48	49	箇 所												
	面積	14,400ha	22,562ha	変動面積	ha						ha					
集団渡来地	箇所		1	箇 所												
	面積		916ha	変動面積	ha						ha					
身近な鳥獣生息地	箇所		15	箇 所												
	面積		3,130ha	変動面積	ha						ha					
計	箇所		65	箇 所												
	面積		26,608ha	変動面積	ha						ha					

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる 鳥獣保護区						計画期間中 の増△減*	計画終了時の 鳥獣保護区**	
4年度	5	6	7	8	計(D)	4年度	5	6	7	8	計(E)			
			1		1									49
ha			49		49	ha							△49	22,513ha
														1
ha						ha								916ha
														15
ha						ha								3,130ha
			1		1									65
ha			49		49	ha							△49	26,559ha

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

① 鳥獣保護区の指定計画

本計画期間中に、新規に鳥獣保護区を指定する計画はない。

② 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積(ha)	異動面積(ha)	異動後の面積(ha)			
令和4年度	森林鳥獣生息地	自然保護センター	期間更新	99		99	R4. 11. 1～R14. 10. 31		
	〃	若杉	〃	550		550	〃		
	集団渡来地	児島湖	〃	916		916	〃		
	身近な鳥獣生息地	玉島柏島	〃	300		300	〃		
	〃	幻住寺	〃	48		48	〃		
計		5箇所		1,913		1,913			
令和5年度	森林鳥獣生息地	三石深谷	期間更新	100		100	R5. 11. 1～R15. 10. 31		
	〃	弥高山	〃	24		24	〃		
	〃	高尾	〃	450		450	〃		
	〃	千屋	〃	300		300	〃		
	〃	森林公園	〃	1,290		1,290	〃		
身近な鳥獣生息地	古城山	〃	12		12	〃			
計		6箇所		2,176		2,176			
令和6年度	森林鳥獣生息地	日応寺	期間更新	215		215	R6. 11. 1～R16. 10. 31		
	〃	吉備高原	〃	655		655	〃		
	〃	玉野	〃	1,050		1,050	〃		
	〃	遙照山竹林寺山	〃	344		344	〃		
	〃	成羽天神山	〃	124		124	〃		
	〃	毛無山	〃	950		950	〃		
	〃	蒜山国立公園	〃	1,400		1,400	〃		
	〃	加茂	〃	760		760	〃		
身近な鳥獣生息地	児島由加	〃	195		195	〃			
計		9箇所		5,693		5,693			

令和7年度	森林鳥獣生息地	大平山	期間更新	460		460	R7. 11. 1～R17. 10. 31	境界明確化のため
	〃	三谷山	〃	980		980	〃	
	〃	種松山	〃	400		400	〃	
	〃	鷺羽山	〃	590		590	〃	
	〃	大佐山	〃	650		650	〃	
	〃	黒沢山	期間更新及び区域縮小	255	△49	206	〃	
	〃	奥津	期間更新	450		450	〃	
	〃	清水高原	〃	310		310	〃	
	〃	恩原湖	〃	320		320	〃	
	〃	塩手池	〃	200		200	〃	
	〃	森林研究所	〃	360		360	〃	
	身近な鳥獣生息地	高梁美しい森	〃	200		200	〃	
計		12箇所		5, 175	△49	5, 126		
令和8年度	森林鳥獣生息地	前島	期間更新	294		294	R8. 11. 1～R18. 10. 31	
	〃	飯ノ山	〃	294		294	〃	
	〃	新成羽川ダム	〃	980		980	〃	
	〃	鯉ヶ窪	〃	659		659	〃	
	〃	鉄山	〃	583		583	〃	
	〃	霰山	〃	832		832	〃	
	〃	梶並右手	〃	528		528	〃	
計		7箇所		4, 170		4, 170		
合計		39箇所		19, 127	△49	19, 078		

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区の区域内において、特に生息環境の保全を必要とする場所について地権者と協議のうえ計画し、指定する。指定期間は原則として鳥獣保護区の指定期間に合わせるものとする。

② 指定区分ごとの方針

森林鳥獣生息地の鳥獣保護区において、既指定の11箇所(1,224ha)のうち本計画期間中に期間満了となる8箇所(1,119ha)について引き続き指定する。なお、本計画期間中における新規の指定計画はない。

(2) 特別保護地区指定計画

(第3表)

区 分	特別保護地区 指定の目標	既指定特別保護地区(A)		本計画期間に指定する特別保護地区 (再指定も含む)						本計画期間に区域拡大する特別保護地区					
				4年度	5	6	7	8	計(B)	4年度	5	6	7	8	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	25	11	箇所	2	2	3	1		8					
	面積	1,128ha	1,224ha	変動面積	190ha	337	522	70		1,119	ha				
計	箇所		11	箇所	2	2	3	1		8					
	面積		1,224ha	変動面積	190ha	337	522	70		1,119	ha				

本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定も含む)						計画期間中の増△減*	計画終了時の特別保護地区**
4年度	5	6	7	8	計(D)	4年度	5	6	7	8	計(E)		
						2	2	3	1		8	0	11
ha						190ha	337	522	70		1,119	0	1,224ha
						2	2	3	1		8	0	11
ha						190ha	337	522	70		1,119	0	1,224ha

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

(第4表)

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積	指定期間	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	
令和4年度	森林鳥獣生息地	自然保護センター 若杉	99ha 550ha	R4.11.1~R14.10.31 "	99ha 91ha	R4.11.1~R14.10.31 "			再指定 "
計		2箇所	649ha		190ha				
令和5年度	森林鳥獣生息地	高尾 森林公園	450ha 1,290ha	R5.11.1~R15.10.31 "	37ha 300ha	R5.11.1~R15.10.31 "			再指定 "
計		2箇所	1,740ha		337ha				
令和6年度	森林鳥獣生息地	玉野 成羽天神山 毛無山	1,050ha 124ha 950ha	R6.11.1~R16.10.31 " "	300ha 35ha 187ha	R6.11.1~R16.10.31 " "			再指定 " "
計		3箇所	2,124ha		522ha				
令和7年度	森林鳥獣生息地	奥津	450ha	R7.11.1~R17.10.31	70ha	R7.11.1~R17.10.31			再指定
計		1箇所	450ha		70ha				
合計		8箇所	4,963ha		1,119ha				

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるよう留意する。なお、本県においてその指定はなく、本計画期間中の指定計画もない。

(2) 休猟区指定計画

なし

(3) 特例休猟区指定計画

なし

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区及び特別保護地区については、標識の設置等により区域の明確化を図る。鳥獣の観察に適する場所には、人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、解説板の設置など利用施設の整備に努める。また、鳥獣保護管理員等による巡視を行い、鳥獣保護区内の鳥獣の生息状況や環境条件の変化等の把握に努める。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

(第5表)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標識類の整備 (制札・案内板)	鳥獣保護区 5箇所×10本=50本 特別保護地区 2箇所×10本=20本	鳥獣保護区 6箇所×10本=60本 特別保護地区 2箇所×10本=20本	鳥獣保護区 9箇所×10本=90本 特別保護地区 3箇所×10本=30本	鳥獣保護区 12箇所×10本=120本 特別保護地区 1箇所×10本=10本	鳥獣保護区 7箇所×10本=70本

② 利用施設の整備

本計画期間中には具体的な計画はないが、利用状況等を勘案し、必要があると認められる場合には整備を検討する。

③ 調査、巡視等の計画

(第6表)

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
管理員等	箇所数	65	65	65	65	65
	人 数	89	89	89	89	89
管理のための調査の実施		標識・制札等の管理、違法捕獲等の取締り、狩猟者等への指導、鳥獣の生息状況調査				

(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要

本計画期間中には保全事業を実施する鳥獣保護区はないが、環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、市町村等関係機関と調整を図りながら実施に努める。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

放鳥の対象とするキジの人工増殖について、放鳥計画に対応できる生産量及び優良種の確保に向けて、近親交配による遺伝子劣化を防ぐため、必要に応じて野生から新たな個体の導入を図るなど、計画的な増殖体制について県内生産者の指導に努める。

(2) 人工増殖計画

(第7表)

年 度	希少鳥獣等		狩猟鳥獣		備 考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	指導方法	
令和4年度 ～ 令和8年度			キジ	・指導方法（巡回指導） ・指導内容（人工孵化、放鳥方法等）	

2 放鳥獣

(1) 方針

第12次鳥獣保護管理事業計画期間中には、人工増殖したキジについて孵化後120日令以上のものと成鳥を合わせて5,970羽放鳥した。本計画期間中においても、次の点に留意しながら、2,500羽放鳥する。

- ・放鳥場所は、キジの生息及び繁殖の環境等を考慮しつつ、鳥獣保護区等から選定する。
- ・放鳥後の定着状況を把握するため、現地調査を実施する。
- ・高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、キジ生産者に対して衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせの必要性について検討する。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

(第8表)

種類名	放鳥の地域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
キジ	鳥獣保護区等	500羽	500羽	500羽	500羽	500羽

(第9表)

種類名	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	委託生産	購入	その他												
キジ	500羽														

(3) 放獣計画

獣類の人工増殖計画はなく、放獣は行わない。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣

希少鳥獣は、法第2条第4項に基づき環境大臣が定めるものとする。

希少鳥獣の適切な保護及び管理のため、種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努める。

(2) 狩猟鳥獣

法第2条第7項及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第3条に規定される鳥獣とし、狩猟鳥獣の適切な保護及び管理のため、生息状況並びに生活環境及び農林水産業等の被害状況の把握に努める。

また、捕獲等の制限等の制度を活用し、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護及び管理を図るほか、被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣については狩猟を活用しつつ、第二種特定鳥獣管理計画の作成及び実施により、被害の防止を図る。

(3) 外来鳥獣等

本来、本県に生息しておらず、人為的に導入された鳥獣とし、外来鳥獣等の適切な管理のため、生息状況並びに農林水産業への被害及び生態系等への影響について把握に努める。被害を及ぼす外来鳥獣等については、狩猟による捕獲等及び鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害の防止を図るため、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可（以下「捕獲許可」という。）を推進し、被害の防止を図る。また、自然分布域を超えて国内の他地域に人為的に野外導入されることがないように、適正飼養等の普及啓発に努める。

なお、必要に応じて、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づく防除実施計画による効果的な防除を進める。

(4) 指定管理鳥獣

全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣であって、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣のうち、当該鳥獣の生息状況及びその将来予測、当該鳥獣による被害状況、第二種特定鳥獣管理計画の実施状況等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣（希少鳥獣を除く。）として、法第2条第5項に基づき環境大臣が定めるものとする。

指定管理鳥獣の管理に当たっては、第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するために必要と判断した場合、被害の発生地域における生息状況と農林水産業被害対策の実施状況等を勘案した上で、必要と認められるときは、第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するよう努める。

また、生息分布域等に関する調査や個体数推定等を実施して、当該鳥獣の生息状況等の把握に努めるとともに、関係行政機関等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。

(5) 一般鳥獣

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣等及び指定管理鳥獣以外の鳥獣とし、一般鳥獣の適切な保護及び管理のため、生息状況等の把握に努める。

また、分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じる。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合においては、許可をしないものとする。

- ① 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。
- ③ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法、猟具の所有等について付す。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

① わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可については、以下を満たすものとする。

1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

(ア) イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が 12 センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

(イ) イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、原則として輪の直径が 15 センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が 4 ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

2) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は 12 センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限る。

3) ツキノワグマをわなで捕獲する許可申請の場合

はこわなに限る。

② 標識の装着に関する基準

法第 9 条第 12 項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

2-1 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 研究の目的及び内容

次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。

- 1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
- 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。
- 4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

② 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

③ 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類又は数（羽、頭又は個）。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭又は個）とする。

④ 期間

1年以内。

⑤ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域とする。

⑥ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

- 1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法（以下「禁止猟法」という。）ではないこと。
- 2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りではない。

⑦ 捕獲等又は採取等後の措置

- 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
- 2) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋め込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。
- 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。
なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- ① 許可対象者
国若しくは県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）
- ② 鳥獣の種類・数
原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各 2,000 羽以内、3 年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては同各 1,000 羽以内、その他の者においては同各 500 羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。
- ③ 期間
1 年以内。
- ④ 区域
規則第 7 条第 1 項第 7 号イからチまでに掲げる区域は除く。
- ⑤ 方法
網、わな又は手捕とする。
- ⑥ 捕獲等又は採取等後の措置
足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

2-2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的

- ① 許可対象者
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。
- ② 鳥獣の種類・数
第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。第一種特定鳥獣保護計画の区域内において、当該特定鳥獣による被害等を防止する場合等について、目標との整合に配慮する。
- ③ 期間
第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応すること。
- ④ 区域
第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。
- ⑤ 方法
可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を採用すること。

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- ① 許可対象者
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

- ② 鳥獣の種類・数
必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。
 - ③ 期間
1年以内。
 - ④ 区域
申請者の職務上必要な区域。
 - ⑤ 方法
禁止猟法は認めない。
- (3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的
原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- ① 許可対象者
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。
 - ② 鳥獣の種類・数
必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。
 - ③ 期間
1年以内。
 - ④ 区域
必要と認められる区域。
 - ⑤ 方法
禁止猟法は認めない。

2-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整の目的

- ① 許可対象者
原則として、被害等を受けた者、被害等を受けた者から依頼された者又は市町村が定める被害防止計画に基づき捕獲等を行う者であり、かつ、次のaとbの要件を何れも満たす者とする。
 - a 銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。
 - b 当該申請前1ヶ年間に岡山県の狩猟者登録を受けた者であること。
 ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、以下の条件を全て満たす場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする。
 - ・従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること
 - ・当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
 - ・当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと
 - ・当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

② 鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。

③ 期間

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

④ 区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

⑤ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

① 被害の防止の目的での捕獲の基本的考え方

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（本項において「被害」という。）の防止の目的の許可基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（本項において「予察」という。）についても許可する基準とする。

1) 鳥獣による被害の状況

農林水産業被害については、中山間地域等における過疎化・農林業従事者の高齢化、また、こうした状況を背景とした荒廃農地の増加等の社会・経済活動の変化及び森林等の生息環境の変化など様々な要因により、依然として高い水準で発生しており、被害総額は近年約3億円で推移している。

鳥類の被害は減少傾向にあるが、カワウによる水産業被害は高い水準で推移し、特に県南部を中心に発生している。獣類による被害も減少傾向にあるが、イノシシによる被害は突出している。地域別では、イノシシによる被害は全県下に及んでいる。ニホンジカによる被害は、勝英地域で約6割を占めるなど県東部が中心であるが、生息分布域は西部にも拡大している。また、ニホンザルは県西部を中心に井笠、高梁及び新見地域で約7割を占めている。

農林水産業以外に係る被害については、ニホンジカの食害により、県北部の一部地域では下層植生が衰退しており、今後、地域の生態系に悪影響を及ぼしかねない。また、ツキノワグマやイノシシ、ニホンジカ等の人里への出没は日常生活の安全をも脅かしているほか、列車や自動車との衝突事故等の発生に繋がっている。また、農林水産業被害の増加が農業従事者等の生産意欲の減退及び荒廃農地の増加をもたらすなど2次被害を引き起こしている。

2) 被害防止対策

イノシシ、ニホンジカ及びニホンザルによる農林業被害を軽減するためには、捕獲を強化するだけではその効果は期待できない。捕獲以外の手段である被害防止対策として、耕作地周辺での侵入防止対策をはじめ、生息環境の改善や誘引物除去など、市町村、農業従事者等地域住民、農業関係団体等が連携し、地域が一体となった総合的な被害防止対策が重要であることから、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が作成する被害防止計画との整合を図りながら、被害防止対策を実施する。また、カワウ等その他の有害鳥獣についても、国や近隣県、関係部局との連携を図りながら情報収集等に努め、効率的な被害防止対策の促進に資するものとする。

〔参考1〕 鳥獣による農林水産被害金額

(単位：千円)

区 分		H5	H10	H15	H20	H25	H28	H29	H30	R元	R2
獣類	イノシシ	170,250	218,890	240,471	139,736	146,884	93,103	106,544	124,423	101,365	94,705
	ニホンジカ	35,477	24,092	51,557	39,192	88,325	34,297	31,105	35,292	34,455	32,196
	ニホンザル	15,575	25,861	25,233	26,495	34,950	29,526	20,807	20,305	18,120	24,854
	ヌートリア	19,233	16,744	15,630	17,261	16,519	10,880	8,913	11,246	6,532	6,767
	その他	63,617	39,023	28,604	10,990	6,493	4,196	2,516	4,543	6,045	3,022
	獣類計	304,152	324,610	361,495	233,674	293,171	172,002	169,885	195,809	166,517	161,544
鳥類	カワウ	(内訳データなし)	5,300	28,712	66,650	49,204	36,360	52,401	40,841	39,695	41,787
	その他		167,542	89,934	77,079	52,443	73,134	67,189	66,491	67,431	60,769
	鳥類計	179,726	172,842	118,646	143,729	101,647	109,494	119,590	107,332	107,126	102,556
合 計		483,878	497,452	480,141	377,403	394,818	281,496	289,475	303,141	273,643	264,100

〔参考2〕 岡山県の主な鳥獣の捕獲数の推移

(単位：頭・羽)

区 分		H5	H10	H15	H20	H25	H28	H29	H30	R元	R2
イノシシ	狩猟	1,907	3,929	7,219	6,306	7,635	7,083	6,465	5,817	6,173	5,607
	許可	677	2,083	5,550	6,473	11,087	17,128	16,545	20,225	25,772	26,043
	計	2,584	6,012	12,769	12,779	18,722	24,211	23,010	26,042	31,945	31,650
ニホンジカ	狩猟	162	239	759	1,796	3,312	1,766	2,295	1,661	1,941	2,225
	許可	60	179	655	1,612	6,702	10,243	9,602	9,875	11,885	13,150
	計	222	418	1,414	3,408	10,014	12,009	11,897	11,536	13,826	15,375
ニホンザル	許可	84	76	93	123	184	308	379	355	458	691
ヌートリア	狩猟	986	553	795	663	297	552	679	394	283	239
	許可	1,359	1,224	1,539	1,943	2,568	1,979	3,153	2,085	2,539	2,514
	計	2,345	1,777	2,334	2,606	2,865	2,531	3,832	2,479	2,822	2,753
カワウ	狩猟	—	—	—	142	597	174	207	114	105	153
	許可	90	48	406	736	558	450	392	437	290	367
	計	90	48	406	878	1,155	624	599	551	395	520

2) 被害防止対策の検討、個体群管理の実施等の計画

(7) 被害防止対策の検討

各地域ごとの被害状況等を調査・分析し、県、市町村、農林業従事者等地域住民、狩猟及び農業関係団体等の関係者が一体となって、効果的・効率的な被害防止対策と駆除活動等の総合的な対策を推進する。

(イ) 個体群管理の実施

捕獲実績や各種モニタリング等の調査研究に基づき、生息分布域や生息密度などの生息状況の把握に努める。

(第13表)

対象鳥獣名	年度	被害防止対策の検討、個体群管理の実施等	備考
ツキノワグマ	令和4年度 ～ 令和8年度	管理計画に基づき、出没情報の速やかな広報や誘因物の除去等により人身被害、精神的被害及び生活被害の防止に取り組む。 また、県境を越えて移動する個体が確認されていることから、関係府県との連携による捕獲個体のモニタリングや地域個体群の生息数の推定を行うなど、広域的な保護管理に取り組む。	第二種特定鳥獣(ツキノワグマ)管理計画
イノシシ	令和4年度 ～ 令和8年度	管理計画に基づき、生息密度の低減、生息分布域の縮減及び農林業被害の軽減を図るため、狩猟期間の延長やくくりわなの直径規制の緩和により、狩猟捕獲を促進するほか、効果的な被害防止対策や有害鳥獣許可捕獲等を推進する。 あわせて、出猟カレンダー調査や狩猟者等への聞き取りなど各種モニタリングによる生息状況と被害状況の把握及び計画の検証に努める。	第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画
ニホンジカ	令和4年度 ～ 令和8年度	管理計画に基づき、生息密度の低減、生息分布域の縮減及び農林業被害及び生態系被害の軽減を図るため、狩猟期間の延長やくくりわなの直径規制の緩和により、狩猟捕獲を促進するほか、効果的な被害防止対策や有害鳥獣許可捕獲等を推進する。 あわせて、糞塊密度調査、出猟カレンダー調査及び狩猟者等への聞き取りなど各種モニタリングによる生息状況と被害状況の把握及び計画の検証に努める。	第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画
ニホンザル	令和4年度 ～ 令和8年度	管理計画に基づき、加害性の高い群れの無害化、生息密度の低減及び農林業被害の軽減を図るため、効果的な被害防止対策や有害鳥獣許可捕獲等を推進する。 あわせて、各種モニタリングによる生息状況と被害状況の把握、各地域個体群の絶滅回避及び計画の検証に努める。	第二種特定鳥獣(ニホンザル)管理計画

④ 被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定

1) 方針

被害の防止の目的のための捕獲許可は、被害等の状況及び防止対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が発生しているか又はそのおそれがあり、原則として被害防止対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとし、捕獲にあたっては、迅速かつ的確に行うものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りでない。

2) 許可基準

被害の防止の目的での捕獲等又は採取等の許可をする場合の基準は、次の方針により、許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域、方法等を設定する。

(ア) 許可権者

(第14表)

許可権者	鳥獣種もしくは捕獲方法等	備考
各市町村長	カワウ、ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、アオサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヒドリガモ、トビ、キジバト、カワラバト(ドバト)、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ニホンザル、タヌキ、アナグマ、アライグマ、ツキノワグマ(津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町に限る。)、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア及びノウサギの捕獲等に限る(生態系に係る被害防止の目的を除く。)	
各県民局長	上記市町村長権限以外で次のもの ・希少鳥獣(規則第1条の2別表第1)以外の鳥獣 ・かすみ網を使用する以外の猟法による対象鳥獣の捕獲等	
環境省中国四国地方環境事務所長	・国指定鳥獣保護区内での鳥獣の捕獲等 ・希少鳥獣(規則第1条の2別表第1)の捕獲等 ・かすみ網を使用する猟法による捕獲等	許可基準等は別途国の定める規定による

(イ) 許可対象者

原則として、被害等を受けた者、被害等を受けた者から依頼された者又は市町村が定める被害防止計画に基づき捕獲等を行う者であり、かつ、次の a と b の要件を何れも満たす者とする。

a 銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者(空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者)、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。

b 当該申請前1ヶ年間に岡山県の狩猟者登録を受けた者であること。

ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次の i から iv に掲げる場合は、それぞれの要件によるものとする。

i 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、小型の鳥獣(アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等)を捕獲する場合であって、次に掲げる場合については、狩猟免許を受けていない者も許可できるものとする。

・住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合

・農林業被害の防止の目的で農林業従事者が自らの事業地内(使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。)において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合

ii 被害を防止する目的で、巢の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合は、狩猟免許を受けていない者も許可できるものとする。

iii 農林業被害の防止の目的で農林業従事者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合は、次の要件を何れも満たしていれば、狩猟登録を受けていない者にも許可できるものとする。

・わな猟免許を所持する者であること。

・規則第67条第2項第1号(狩猟により生ずる損害の賠償に係る要件)に該当する者であること。

iv 法人に対する許可であって、以下の条件を全て満たす場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする。

・従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること

- ・当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
- ・当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと
- ・当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

(ウ) 鳥獣の種類・数

現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は、卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）であること。

(エ) 期間

原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる捕獲許可等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。

(オ) 区域

被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な範囲とする。捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないよう配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。

(カ) 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。

(キ) その他

a 第二種特定鳥獣管理計画との関係

第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則として、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。ただし、個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合は、被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする。

b 被害防止対策との関係

原則として、被害防止対策ができず、又は対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣については、この限りではない。

c 被害がまれである又は従来 of 許可実績が僅少な種の取扱い

全国的な観点からは、被害等が生じることはまれであるか、又は従来 of 許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定めるとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可する。ただし、外来鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的な捕獲許可をする。

⑤ 被害の防止の目的での捕獲の適正化のための体制の整備等

1) 方針

被害の防止の目的での捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林水産業従事者等関係者に対する捕獲許可制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施する。特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導する。

(7) 捕獲隊の編制

県下各市町村には有害鳥獣駆除班が編制されているが、イノシシ、ニホンジカ等による農林業被害等が著しい地域については、地域の実情に応じ

て鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）と連携を図るよう指導する。その際、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、従来の取組に加え、技術の優れた者や出動可能な者の加入促進など、新たな担い手を育成する取組についても指導する。

(イ) 関係者間の連携強化

被害防止対策に関する関係者が連携した円滑な対策実施のため、鳥獣による農林水産被害防止対策推進会議が中心となって関係部局の連携の強化に努めるとともに、地域においても県民局、市町村、農林水産業団体等による対策会議等を生かし、効果的な被害防止対策を推進する。

(ウ) 被害防止体制の充実

特に被害等が慢性的に発生している地域においては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等の被害防止技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備など、地域ぐるみでの取組の推進については市町村が中心となって指導する。

2) 指導事項の概要

- ・捕獲等実施者は、原則として被害地と同一市町村内に居住する者とするが、駆除班の編制上必要な場合にはその周辺に居住する者も認めるものとし、捕獲等の依頼に応じて迅速に従事できる者であること。
- ・捕獲等実施者は、捕獲等に従事する場合は、関係法令及び許可内容を遵守するとともに、鳥獣捕獲等許可証又は従事者証を携行し、捕獲等に従事する旨を表示した腕章等を着用すること。
- ・捕獲許可期間は、鳥獣類とも原則として3か月以内とする。ただし、イノシシ、ニホンジカ及びニホンザルについては、この限りでない。
- ・捕獲区域は、原則として大字を単位とした区域を基準としつつ、被害状況や当該鳥獣の生息状況を勘案の上、効果的な区域とする。

2-4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

- ① 許可対象者
博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。
- ② 鳥獣の種類・数
展示の目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭又は個）。
- ③ 期間
6か月以内。
- ④ 区域
規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
- ⑤ 方法
禁止猟法は認めない。

(2) 愛玩のための飼養の目的

愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めない。

(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

- ① 許可対象者
鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。

- ② 鳥獣の種類・数
人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽又は個）とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。
 - ③ 期間
6か月以内。
 - ④ 区域
住所地と同一都道府県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。）。
 - ⑤ 方法
網、わな又は手捕。
- (4) 鵜飼漁業への利用の目的
- ① 許可対象者
鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。
 - ② 鳥獣の種類・数
ウミウ又はカワウ。鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数（羽又は個）。
 - ③ 期間
6か月以内。
 - ④ 区域
規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
 - ⑤ 方法
手捕。
- (5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的
- ① 許可対象者
祭礼行事、伝統的な生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。
 - ② 鳥獣の種類・数
伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。
 - ③ 期間
30日以内。
 - ④ 区域
規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
 - ⑤ 方法
禁止猟法は認めない。

(6) 前各号に掲げるもののほかその他公益上の必要があると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。

3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

3-1 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような方法で埋設するなど適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。

捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努める。

(2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

(3) 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせる。

(4) 錯誤捕獲の防止

ツキノワグマの目撃や痕跡等の出没が報告された場所では、箱わなの扉を一時的に閉めることや、くくりわなを移設するなどの防止措置を講じるよう指導を徹底する。また、錯誤捕獲は目的外捕獲であり、法令を遵守する観点から錯誤捕獲個体は原則として放獣することとし、やむを得ず捕獲する場合は捕獲許可等の手続を行う。

3-2 許可権限の市町村長への移譲

条例又は鳥獣被害防止特措法に基づいて、知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、対象とする種を限定した上で、適切に市町村長に移譲し、制度の円滑な運用が図られるよう努める。

3-3 鳥類の飼養登録

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることに鑑み、次の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

- ・登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。

- ・平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
- ・装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。
- ・愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより、1人が多数の飼養をする等、不正な飼養が行われないようにすること。また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

3-4 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、販売の目的が法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合し、かつ、捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでない場合に許可する。

(2) 許可の条件

ヤマドリの販売許可をする場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。オオタカの販売許可をする場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

銃猟に伴う危険を予防するため、市街地その他住宅が密集している場所、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所及び公道沿線等銃猟に危険が伴うと予想される場所において、第12次鳥獣保護事業計画終了時点で、62箇所（31,416ha）を特定猟具使用禁止区域（銃猟）に指定している。

本計画においても、引き続き銃猟に伴う危険の予防のため、本計画期間中に期間満了を迎える26箇所（9,171ha）を特定猟具使用禁止区域（銃猟）として再指定するとともに、地域の実情を踏まえながら積極的に指定するものとする。

なお、わな猟に伴う危険を予防するための区域については、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所など、わな猟による事故発生のおそれの高い区域について、地域の実情等を踏まえながら指定に努める。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第15表)

		既指定特定 猟具使用禁 止区域(A)		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域					本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域					
				4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	計 (B)	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
銃猟に伴う危険を予 防するための区域	箇所	62	箇 所											
	面積	31,416ha	変動面積	ha										
わな猟に伴う危険を 予防するための区域	箇所	1	箇 所											
	面積	485ha	変動面積	ha										

		本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に廃止または期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域						計画期間中の増減(減:△)*	計画終了時の特定猟具使用禁止区域**
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(D)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(E)		
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所														62
	面積														31,416ha
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所														1
	面積														485ha

* 箇所数については (B)-(E)
面積については (B)+(C)-(D)-(E)

** 箇所数については (A)+(B)-(E)
面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第16表)

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積 (ha)	指定期間	備 考	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積 (ha)	指定期間	備 考
令和4年度	井原市	経ヶ丸(銃猟)	485	R4.11.1~R14.10.31	再指定	井原市	経ヶ丸(くくりわな)	485	R4.11.1~R14.10.31	再指定
	岡山市	金岡西(銃猟)	100	〃	〃					
	備前市	牛中(銃猟)	10	〃	〃					
	赤磐市	熊山山(銃猟)	15	〃	〃					
	和气町	天神山(銃猟)	150	〃	〃					
	赤磐市	山陽・可真(銃猟)	985	〃	〃					
	備前市	閑谷(銃猟)	140	〃	〃					
	浅口市	寄島(銃猟)	192	〃	〃					
	井原市	大倉(銃猟)	125	〃	〃					
	笠岡市	西ノ森(銃猟)	140	〃	〃					
	久米南町	久米南美しい森(銃猟)	31	〃	〃					
計		11箇所	2,373			1箇所	485			
令和5年度	倉敷市	連島(銃猟)	635	R5.11.1~R15.10.31	再指定					
計		1箇所	635							
令和6年度	備前市	大滝山(銃猟)	340	R6.11.1~R16.10.31	再指定					
	高梁市	臥牛山(銃猟)	165	〃	〃					
	津山市	津山弥生住居跡(銃猟)	437	〃	〃					
計		3箇所	942							

令和7年度	岡山市 新見市 真庭市 美咲町	北浦（銃猟） 神郷高瀬（銃猟） 蒜山高原（銃猟） 柵原エイコンパーク（銃猟）	340 450 2,176 85	R7. 11. 1～R17. 10. 31 〃 〃 〃	再指定 〃 〃 〃					
計		4箇所	3,051							
令和8年度	岡山市 〃 〃 〃 倉敷市 高梁市 真庭市	吉備中山（銃猟） 備中稲荷山（銃猟） 旭川（銃猟） 岡南飛行場（銃猟） 藤戸（銃猟） 深山（銃猟） 旭川中流（銃猟）	577 120 226 73 804 275 95	R8. 11. 1～R18. 10. 31 〃 〃 〃 〃 〃 〃	再指定 〃 〃 〃 〃 〃 〃					
計		7箇所	2,170							
合計		26箇所	9,171				1箇所	485		

2 特定猟具使用制限区域の指定

特定猟具の使用制限区域は、特に休猟区解除後の区域について、狩猟者の集中的入猟が予想される場合の危険防止等の観点から、特定猟具の使用の制限が必要な区域について指定する。なお、本県において指定はなく、本計画期間中にも指定予定はない。

3 猟区設定のための指導

(1) 方針

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、設定の認可に当たっては次の点を十分考慮する。

- ・狩猟免許を受けている者又は狩猟関係団体からの協力を得ている等、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認める。
- ・会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。
- ・隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。
- ・第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣の管理に支障が生じないものであること。

(2) 設定指導の方法

猟区を活用した狩猟初心者の育成について、必要に応じて狩猟関係団体等とも連携し、積極的な取組を進める。

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地から必要な区域について指定するものとし、特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等の現状を把握、分析し、関係機関及び土地所有者等との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。なお、現在、法第12条第2項に基づく鉛製銃弾使用禁止区域にあつては、現行規制の評価を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進めていくものとする。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集、分析を行い、関係機関、土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を検討する。

(2) 指定計画

① 全体計画

(第17表)

年 度	指定猟法の種類	箇 所 数	面 積	備 考
—	鉛製散弾の使用禁止	1	16ha	

② 個別計画

(第18表)

年 度	指定猟法の種類	区域名称	面 積	存続期間	備 考
—	鉛製散弾の使用禁止	尾坂池鉛製散弾 使用禁止区域	16ha	指定なし（永年）	法第12条第2項に基づく鉛製散弾使用 禁止区域からの移行

第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

(1) 計画作成の目的

第一種特定鳥獣保護計画は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護の目標を設定し、これに基づき、個体群管理及び被害防止対策等の保護事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護を広域的・継続的に推進し、鳥獣の保護を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。

(2) 対象鳥獣

第一種特定鳥獣保護計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息環境の悪化等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。

2 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

(1) 計画作成の目的

第二種特定鳥獣管理計画は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な管理の目標を設定し、これに基づき、個体群管理及び被害防除対策等の管理事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な管理を広域的・継続的に推進し、鳥獣の管理を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。

(2) 対象鳥獣

第二種特定鳥獣管理計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深

刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展のため、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとする。

以上のことから、本県では、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ及びニホンザルについて計画を作成する。なお、第二種特定鳥獣管理計画は、原則として地域個体群を単位として作成するものとする。

(3) 年度別事業実施計画

第二種特定鳥獣管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため、年度別事業実施計画等を作成する。

(第20表)

計画作成時期	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
R4.4.1	県民の安全・安心の確保を第一に、人身被害ゼロを目指し、併せてツキノワグマの地域個体群の維持を図る。	ツキノワグマ	R4.4.1 ～ R9.3.31	県下全域	
	生息密度の低減や農林業被害の軽減等を図りながら、イノシシの個体群を適正に管理する。	イノシシ	R4.4.1 ～ R9.3.31	県下全域	・狩猟期間の延長 ・くくりわなの直径規制の緩和
	生息密度の低減や農林業被害及び生態系被害の軽減等を図りながら、ニホンジカの個体群を適正に管理する。	ニホンジカ	R4.4.1 ～ R9.3.31	県下全域	・狩猟期間の延長 ・くくりわなの直径規制の緩和
	生息密度の低減や農林業被害の軽減等を図りながら、ニホンザルの個体群を適正に管理する。	ニホンザル	R4.4.1 ～ R9.3.31	県下全域	

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移及び農林水産物への被害状況等を把握し、鳥獣の保護対策、捕獲対策及び適正な狩猟の推進に資するものとする。調査の実施にあたっては、関係団体等の協力を得て、長期的な資料の収集、分析に努める。

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 方針

鳥獣の保護繁殖及び生息環境の整備に資するため、野生鳥獣の生息状況を把握する。

(2) 鳥獣生息分布調査

必要に応じて、関係団体等の協力を得て、既存資料や捕獲報告等の活用、アンケート調査・聞き取り調査及び現地調査等により、主要な鳥類及び獣類の種類の種類分布状況、繁殖状況等について把握する。

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

(第21表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備 考
県内の渡来地 15箇所 (児島湖・阿部池、百間川、錦海、旭川ダム、玉島・水島沖、笠岡湾干拓地、新成羽川ダム、美穀湖、湯原湖、深山公園、旭川、吉井川、日古木大池、寄島干拓地、片上湾)	令和4年度 ～ 令和8年度	毎年現地において、種類別の生息数調査を行う。 一斉調査：1月中旬（全国一斉調査日）	調査地の保護区等指定状況 鳥獣保護区 5箇所 特定猟具禁止区域（銃猟）7箇所

(4) 狩猟鳥獣生息調査

(第22表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容・調査方法	備 考
主な狩猟鳥獣	令和4年度 ～ 令和8年度	狩猟者の捕獲報告にあるメッシュ番号により狩猟鳥獣の捕獲位置を示し、分布や密度を推定して鳥獣の管理の基礎資料とする。 イノシシ、ニホンジカについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づくモニタリング調査及び出猟カレンダー調査を実施する。	

(5) 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査

(第23表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備 考
ツキノワグマ	令和4年度 ～ 令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出没状況調査 地域住民等からの出没情報の収集に努め、聞き取りや現地確認を行う。 ・ モニタリング調査 放獣する個体にマイクロチップ及び耳標を装着して生息状況調査を行うとともに、捕獲個体や出没の情報を関係府県と共有し、地域個体群の生息状況の把握に努める。 	第二種特定鳥獣管理計画
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	令和4年度 ～ 令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息状況調査 アンケート、痕跡、糞塊密度、ルートセンサス調査及び出猟カレンダー調査等により生息密度の推移を把握する。 ・ 生息環境調査 森林の植生等の生息環境を調査する。 ・ 被害発生状況調査 農林業等の被害状況を調査する。 	第二種特定鳥獣管理計画 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区等における鳥獣の生息環境を維持・改善するための資料となる生息状況、生息環境及び被害状況調査等を実施する。

(2) 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲（狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）については、捕獲を行った者から、捕獲年月日、捕獲の位置情報、捕獲個体の性別等を収集する。

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣保護管理事業の適切な実施のため、鳥獣保護管理事業計画の内容等を勘案して、鳥獣行政担当職員を配備する。

(2) 設置計画

(第24表)

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
環境文化部自然環境課	1	1	2	1	1	2	○鳥獣の保護に関する事務全般
農林水産部農村振興課鳥獣害対策室	3		3	3		3	○鳥獣の管理及び狩猟に関する事務全般
備前県民局農林水産事業部	1	2	3	1	2	3	○鳥獣保護管理事業計画の推進に関すること ○放鳥事業に関すること ●狩猟免許に関すること ●狩猟者登録に関すること（県外者登録を除く） ○鳥獣捕獲許可事務に関すること ○特定計画の推進に関すること ○鳥獣保護管理関係諸調査に関すること ○鳥獣保護管理員の勤務、その他指導に関すること ○狩猟違反取締りに関すること ○愛鳥思想の普及啓発に関すること ○その他鳥獣の保護及び管理に関する事務 ●その他狩猟に関する事務 (●印の事務は県民局でのみ所掌する)
森林企画課	1		1	1		1	
東備地域森林課		2	2		2	2	
備中県民局農林水産事業部	2	4	6	2	4	6	
森林企画課	1	1	2	1	1	2	
井笠地域森林課		1	1		1	1	
高梁地域森林課		1	1		1	1	
新見地域森林課	1	1	2	1	1	2	
美作県民局農林水産事業部	5	3	8	5	3	8	
森林企画課	2		2	2		2	
真庭地域森林課		2	2		2	2	
勝英地域森林課	3	1	4	3	1	4	

(3) 研修計画

(第25表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容・目 的	備 考
野生生物研修	環 境 省	12月	1	全 国	1	野生生物保護管理に関すること	鳥獣行政担当職員等
鳥獣保護管理業務担当者研修会	岡 山 県	4、8月	1	全 県	17	鳥獣の保護や管理、狩猟に関すること	鳥獣行政担当職員等

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する者を鳥獣保護管理員として任命し、地域に密着した活動が可能となるよう県下全域に配置することにより鳥獣保護管理行政の円滑な推進を図る。

(2) 設置計画

(第26表)

基準設置数 (A)	令和3年度末		年度計画						
	人員(B)	充足率(B/A)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計(C)	充足率(C/A)
78人	89人	114%	±0人	±0人	±0人	±0人	±0人	89人	114%

(3) 年間活動計画

(第27表)

活動内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
鳥獣保護施設の管理	←	→					←					→	岡山県鳥獣保護管理員業務要領に基づき、猟期間中は週2回、その他の期間は月1回、年間39日以上勤務する。
狩猟登録者の指導								←				→	
許可捕獲の指導	←											→	
鳥獣生息調査等の補佐	←	→						←				→	
鳥獣保護管理思想の普及	←	→						←				→	
法第76条による司法警察員への連絡	←											→	
法第75条の規定による立入検査	←											→	

(4) 研修計画

(第28表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護管理員研修会	県民局	10月	1回	県民局管内	15~30	法令等の所要の知識の習得を図る。	

3 保護及び管理の担い手の確保及び育成

(1) 方針

鳥獣の保護及び管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体群管理のための捕獲等の活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施することのできる狩猟者並びに鳥獣捕獲等事業者の確保及び育成が図られるよう、狩猟免許更新の機会等で周知を図る。

(2) 狩猟者の数の確保及び育成のための対策

近年の狩猟者の動向は、減少・高齢化が進んでおり、新たな狩猟免許所持者の確保が急務となっている。こうした中、「わな免許」の取得者が増加傾向にあり、狩猟免許試験の休日開催や、その周知及び講習会の開催等、狩猟免許制度について狩猟関係団体と連携し普及啓発を行う。

(3) 認定鳥獣捕獲等事業者の確保・育成

鳥獣の保護及び管理の推進のため、捕獲従事者を対象とした講習会を必要に応じて開催し、認定鳥獣捕獲等事業者の育成及び確保を図る。

4 鳥獣保護管理の総合的な拠点整備

傷病鳥獣の保護のため、既設の鳥獣保護センター（池田動物園、県自然保護センター）の機能と体制の維持に努める。特に、拠点施設である池田動物園の野生鳥獣保護専用施設においては、専属の看護職員を配置し、他のセンターとの連携を図りながら、傷病鳥獣の治療・看護をはじめ、ヒナや出生直後の幼獣の誤認救護防止など、野生鳥獣の取扱い等の正しい知識の普及啓発にも努める。

5 取締り

(1) 方針

鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護管理員の動員体制を整備し、狩猟及び許可捕獲の指導・取締りにあたるほか、岡山県警察本部、一般社団法人岡山県猟友会の狩猟指導員の協力を得て、人身事故・法令違反の絶無、狩猟マナーの向上を目指して積極的な指導・取締りを行う。

(2) 年間計画

(第29表)

事 項	実 施 時 期												備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
違法捕獲、違法飼養取締り	←												→	鳥獣保護管理員、市町村、所轄警察署との連携を密にし、指導取締りを行う。
狩猟禁止区域での狩猟取締り								←					→	
無登録者、登録証不携帯取締り								←					→	
違法猟具の使用取締り	←												→	
狩猟捕獲報告	→												←	

6 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図る。

第九 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

- ・イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル及びカワウ等、一部の野生鳥獣の生息分布域及び生息数が拡大増加傾向にあり、鳥獣による生態系や農林水産業等への被害が依然として深刻な状況にある。特に被害の深刻なイノシシ、ニホンジカ及びニホンザルについて第二種特定鳥獣管理計画を策定し、狩猟期間の延長やくくりわなの直径規制の緩和等により捕獲圧の向上を図るとともに、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が策定する被害防止計画との整合を図りながら被害防止対策に取り組み、個体数の長期的・安定的な維持を図っている。
- ・ツキノワグマについては、兵庫県、鳥取県、岡山県の3県にわたって生息している東中国地域個体群の推定生息数が、国のガイドラインによる安定存続地域個体群に移行しつつあると考えられる。一方で、県内における生息域の拡大や出没件数の増加により、地域住民の精神的被害や生活面での制限が発生し、人身被害発生のおそれも高まっている。
- ・また、カワウ等の広域的に分布、移動する鳥獣については、生息・被害状況等を踏まえ関係県との連携による広域的な鳥獣保護管理の取組が課題となっている。さらに、適切な鳥獣保護管理を推進していくために、専門的な知識、技術、経験を有する人材の育成・確保が必要となっている。このため、平成26年7月、国及び中国四国各県による「中国四国カワウ広域協議会」を設立した。また、県では、平成27年2月に「岡山県カワウ対策協議会」を設立、平成30年4月に「岡山県カワウ被害対策指針」を策定し、カワウによる被害の防止及び適切な個体群の管理に取り組んでいる。
- ・鳥獣保護管理事業実施の補助者として鳥獣保護管理員を配置しているが、鳥獣の保護及び管理についての助言・指導等さらなる専門性の確保が求められている。
- ・狩猟は、自然の恵みを享受するとともに、野生鳥獣の捕獲等を通じて、バランスのとれた生態系の維持など鳥獣の保護及び管理に重要な役割を果たしている。しかし、その担い手である狩猟者は高齢化、減少傾向にあり、鳥獣の保護及び管理に関する知識・技術の向上を図りつつ適切な人数の確保を図ることが必要となっている。また、事故や法令違反の防止に向けて、猟具の適切な取扱い、安全確保、法令遵守等の一層の適正化が求められている。
- ・違法な飼養、傷病鳥獣の誤認救護、安易な餌付けの問題等が生じており、鳥獣の個体の取扱いの適正化に向けた一層の取組が課題となっている。
- ・高病原性鳥インフルエンザのような鳥獣と人に感染する人獣共通感染症のみならず、豚熱のような家畜と野生鳥獣に感染し、人には感染しない感染症についても、野生鳥獣への影響、社会的及び経済的な影響が大きく、関心が高まっており、鳥獣に関する専門的な知見に基づく情報提供等の役割が求められている。

2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い 該当なし

3 狩猟の適正化

狩猟者は、科学的・計画的な保護及び管理を図るための鳥獣の個体群管理並びに有害鳥獣許可捕獲の担い手という役割も果たしている。このため、法第39条に基づく狩猟免許、法第55条に基づく狩猟者登録等の制度の適切な実施を通じて狩猟者の育成・確保を図るとともに、狩猟者に対して法をはじめとする関係法令の遵守及び狩猟事故の未然防止等危険の予防についての指導の徹底に努め、狩猟の適正化を図る。

また、狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を、必要に応じてきめ細かに実施するよう努める

4 傷病鳥獣救護への対応

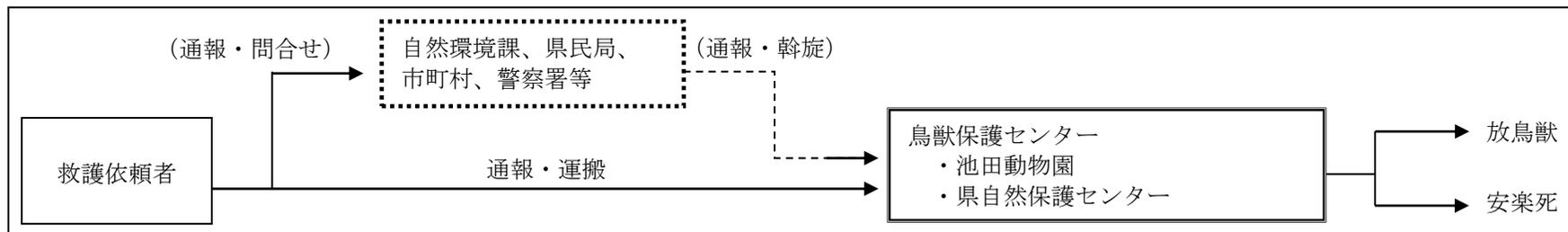
(1) 方針

近年、イノシシ、ニホンジカ、カラス、ドバト等特定種の生息数が増加し、生活環境や農林水産業等への被害が拡大する中、動物愛護思想の高まりから、狩猟及び有害捕獲対象鳥獣や救護することが野生復帰の障害となる鳥類の卵、ヒナや出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認した救護依頼が増加している。

このため、救護対象鳥獣は、原則として狩猟鳥獣及び希少種以外の鳥類のヒナ、卵は除くものとする。

(2) 体制

傷病鳥獣の保護センターへの搬送は、原則として救護依頼者が行うものとし、市町村、県等の行政機関はその通報及び斡旋等の支援活動を行う。



5 油等による汚染に伴う水鳥の救護

油汚染事故等で大量の救護が予想される場合は、県、市町村、消防防災担当部局及び鳥獣保護センターとの緊密な連絡体制を整備し、迅速な救護活動を支援するとともに、野生復帰不可能個体についても適切な取扱いを指導する。

6 感染症への対応

野生鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備え、国及び県内の関係機関との連絡体制を整備しておくものとする。

高病原性鳥インフルエンザについては、人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」及び「死亡野鳥等対応マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供等を適切に実施する。

豚熱などその他感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握に努めるほか、必要に応じて関係部局が連携し、県民への情報提供等により家畜等への感染予防に努める。

7 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

① 方針

野鳥保護の一環として、愛鳥週間等を活用して広く野鳥保護思想の普及啓発を図る。

② 事業の年間計画

(第30表)

事業内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
広報活動(マスメディア等)	←	→					←	→						各地域野鳥の会の協力
人とみどりや野鳥のつどい	←	→												
県内各地探鳥会	←	→							←	→				
愛鳥作品の募集	←		→											
愛鳥作品の展示				←	→									

③ 愛鳥週間行事等の計画

(第31表)

令和4年度～令和8年度	
愛鳥週間行事等	県下各地において、野鳥の会等の関係団体の協力を得て、地域住民や小中学校児童生徒等を対象とした探鳥会、講演会、食餌木の植栽等を行う。 小中高生を対象とした愛鳥ポスターを募集し、各地で展示会を開催する。

(2) 安易な餌付けの防止

① 方針

鳥獣への安易な餌付けにより、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害及び農林業被害等を誘引することとなり、生態系や鳥獣の保護への影響が生じるおそれがある。

このため、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣による被害の発生状況を踏まえて、安易な餌付けが野生鳥獣に及ぼす影響等について、県民、観光事業者・観光客等に対する普及啓発等に努める。

また、不適切な生ゴミの処理、未収穫作物の放置等が結果として鳥獣への餌付けにつながり、被害を誘引することになること等について地域社会等での普及啓発にも努める。

② 年間計画

(第32表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
安易な餌付け防止 生ゴミの適切な処理や未収穫作物の放置の防止	←												→	広報誌 チラシ ホームページ等	一般県民、農業者等

(3) 野鳥の森等の整備

野鳥をはじめとして昆虫や植物を含む自然環境の保全を図りながら自然の中で野鳥にふれあうことにより、体験的に自然の仕組みを学び、豊かな情操を養うことができる場として整備した「野鳥の森」の活用を努める。

(第33表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設整備の概要	利用の方針	備考
三徳園小鳥の森	昭和43年度	岡山市東区竹原	4ha	探鳥路360m、バードバス5基、食餌木2,885本、食餌台10基	野鳥観察の場として活用	三徳鳥獣保護区
県立森林公園	昭和50年度	鏡野町上齋原	334ha	遊歩道21km、林間園地5箇所	〃	森林公園鳥獣保護区
大平山野鳥の森	昭和53～55年度	瀬戸内市 邑久町虫明	12ha	探鳥路1,251m、バードバス7基、食餌木3,361本、食餌台3基、案内板6基、解説板9基、ベンチ7基、指導標4基	〃	大平山鳥獣保護区

恩原湖野鳥の森	昭和61～62年度	鏡野町上齋原	35ha	探鳥路2,000m、駐車場530㎡、食餌木550本、食餌台6基、野鳥観察舎2棟、案内板6基、解説板6基、便所1棟、広場1,670㎡、指導標11基、ベンチ7基	〃	恩原湖 鳥獣保護区
高妻山野鳥の森	昭和63～ 平成元年度	矢掛町矢掛	70ha	探鳥路520m、駐車場1,503㎡、食餌木253本、指導標4基、野鳥観察舎1棟、案内板1基、解説板2基、便所1棟、広場400㎡、ベンチ2基	〃	高妻山 鳥獣保護区
たけべ野鳥の森	平成2年度	岡山市北区 建部町田地子	55ha	木道15.8m、指導標2基、野鳥観察舎1棟、案内板2基、解説板6基、便所1棟、給餌台30基、ベンチ15基	〃	たけべの森 鳥獣保護区
岡山県自然保護センター	平成3年度	和気町田賀	100ha	センター棟、湿性植物園、虫の原っぱ、昆虫の森等	〃	自然保護センター 鳥獣保護区
天神山野鳥の森	平成4～5年度	高梁市成羽町 坂本	50ha	探鳥路1,769m、駐車場200㎡、指導標10基、休憩舎1棟、案内板3基、解説板1基、便所1棟、給餌台10基、ベンチ6基、バードバス3基	〃	成羽天神山 鳥獣保護区
津谷野鳥の森	平成6～7年度	美作市右手	9ha	探鳥路1,149m、野鳥観察舎1棟、休憩舎1棟、案内板2基、解説板3基、指導標7基、ベンチ7基	〃	梶並右手 鳥獣保護区
児島湖ふれあい野鳥 親水公園	平成14年度	玉野市八浜	0.2ha	野鳥観察舎1棟、水質浄化施設1基、ビオトープ整備、植樹	〃	児島湖 鳥獣保護区

(4) 法令の普及徹底

① 方針

鳥獣に関する法令について広く県民に周知徹底を図る。

② 年間計画

(第34表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
希少鳥類の保護	←				→									<ul style="list-style-type: none"> ・県、市町村の広報誌 ・テレビ、ラジオ ・新聞ポスター ・パンフレット ・ホームページ 	一般県民 狩猟登録者等
飼養の適正化	←											→			
許可捕獲制度	←				→										
法令の遵守	←											→			